

昭和五十年十一月二十八日受領
答 弁 第 五 号

(質問の 五)

内閣衆質七六第五号

昭和五十年十一月二十八日

内閣総理大臣 三 木 武 夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神社参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

一について

このたびの天皇の御参拝は、本年春、靖国神社から口頭で終戦三十年につき御参拝願いたい旨の申出があり、昭和四十年十月には終戦二十年につき御参拝になつておられる経緯もあつて行われたものである。

御参拝は、天皇の純粹に私人としてのお立場からなされたものであつて、全く政治的な目的を有していない。

二について

天皇が私的なお立場で靖国神社に御参拝になることが日本国憲法の破壊に通じるものとは認められないので、内閣としては、御参拝を中止されるよう助言する考えはない。

右答弁する。